

本組合が設置する一般廃棄物処理施設を変更するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施したので、蕨戸田衛生センター組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成12年蕨戸田衛生センター組合条例第4号）の規定により、当該調査書をつぎのとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の変更に關し利害關係を有する者は、同条第5条の規定により、蕨戸田衛生センター組合管理者に意見書を提出することができる。

蕨戸田衛生センター組合 管理者 頼 高 英



記

1 施設の名称

蕨戸田衛生センター組合 ごみ焼却施設（粗大ごみ処理施設、し尿処理施設含む）

2 施設の設置場所

埼玉県戸田市大字美女木978番地

3 施設の種類

一般廃棄物中間処理施設

4 施設において処理する一般廃棄物の種類

蕨市及び戸田市地域内で発生した廃棄物の中間処理（焼却処理）

一般廃棄物【①生活系ごみ、②事業系ごみ】

5 処理能力

建築面積 3,796㎡

処理能力 270ト/日（90ト/日×3基）

6 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、動物、植物

7 調査書の縦覧場所

・蕨戸田衛生センター組合 施設課

戸田市大字美女木978番地 蕨戸田衛生センター組合

・蕨市 安全安心推進課 生活環境係

蕨市北町5丁目13番23号

・戸田市 環境課

戸田市上戸田1丁目18番1号 戸田市役所2階

- ・さいたま市 環境施設管理課  
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
- ・さいたま市 南区役所 情報公開コーナー  
さいたま市南区別所7丁目20番1号

8 調査書の縦覧期間

告示の日から平成30年10月31日(水)まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

9 調査書の縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

10 意見書の提出先

蕨戸田衛生センター組合

〒335-0031 戸田市大字美女木978番地

意見書提出方法 郵送(当日消印有効)

E-mail [toiawase@warabitoda-e-c.or.jp](mailto:toiawase@warabitoda-e-c.or.jp)

11 意見書の記載事項

(1) 氏名及び住所

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事務所の所在地)

(2) 対象施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

12 意見書の受付期間

平成30年11月1日(木)から平成30年11月14日(水)

お問い合わせ先

蕨戸田衛生センター組合

電話番号 048-421-2800